

平成23年度

# 山陽小野田市保健事業概要

健康増進課

# 目 次

## I 母子保健事業

1	母子保健事業システム	1
2	母子健康手帳交付	2
3	マタニティスクール	2
4	育児学級	3
5	子育て講話	3
6	すくすく相談	4
7	スキ・すき☆スキンシップ	4
8	げんきっこクラブ	4
9	妊婦健康診査	5
10	乳幼児健康診査	5
11	訪問指導	6
12	地区組織活動	7
13	不妊治療費助成制度	8

## II 健康増進事業

1	健康手帳交付	9
2	健康相談	9
3	健康教育	9
4	健康診査	11
5	訪問指導	14
6	被災者への保健活動	15

## III 健康づくり事業

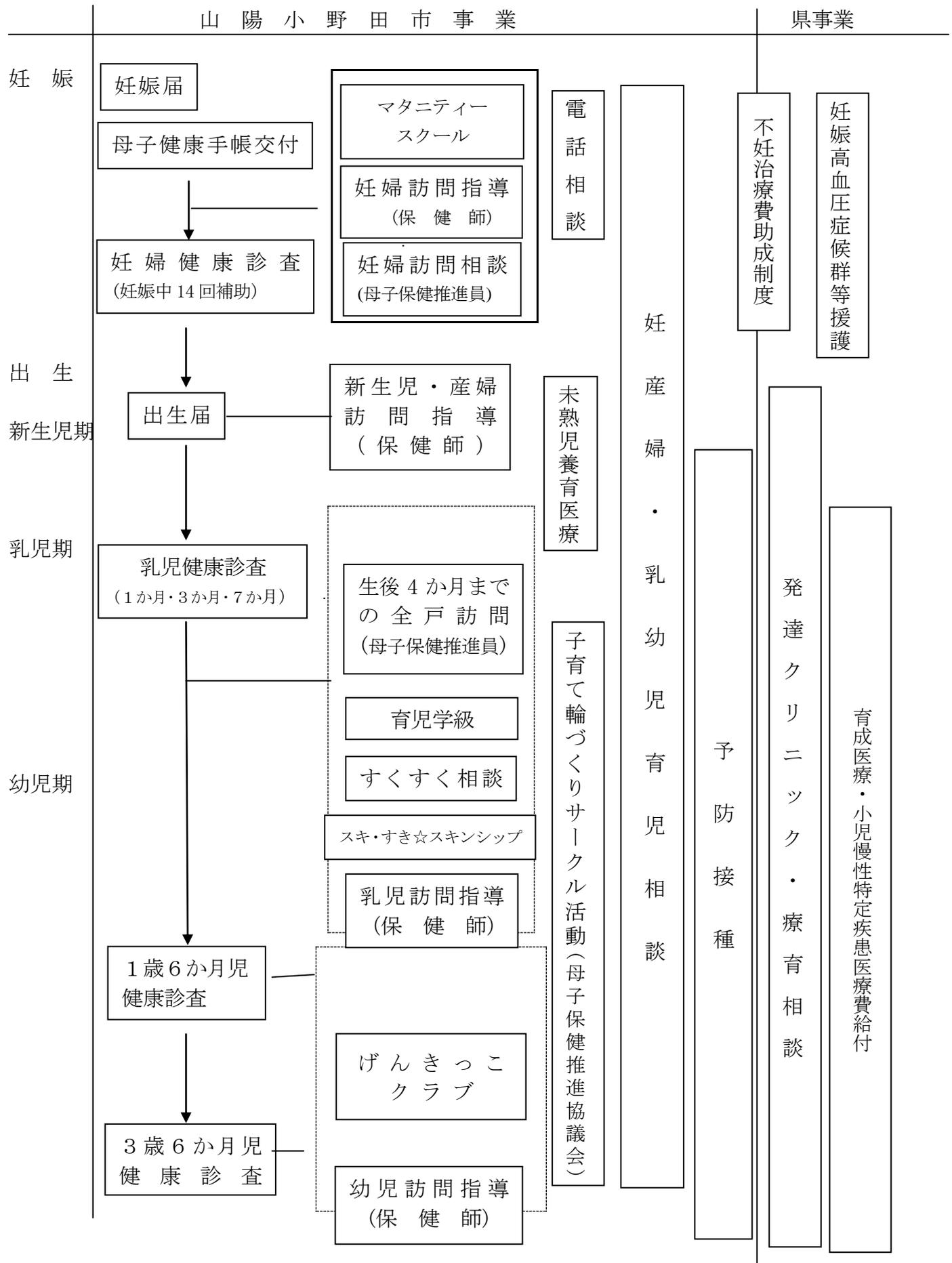
1	栄養改善事業	15
2	ねたろう食育博士養成講座	16
3	女性の健康診査	16
4	地区組織活動	17
5	S O S 健康フェスタ	18

## IV 感染症予防事業

1	結核予防	18
2	予防接種	18

# I 母子保健事業

## 1 母子保健事業システム



## 2 母子健康手帳交付

目 的 母子保健法に基づき、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種など妊娠時及び育児のため必要な事項を記載し、妊娠中や産後の母親の健康を守り、また子供の健康と健全な発育を守るために交付する。

対 象 妊娠届を提出した市内に住居地を有する妊婦

実施方法 保健センターと小野田保健センターの2か所で交付する。

妊娠届を受理する際、看護職員が受付面接し、妊婦健康診査・マタニティスクール等母子保健事業の説明、担当母子保健推進員の紹介及び保健師・母子保健推進員の家庭訪問の承諾確認や必要に応じて保健指導を行う。

<母子健康手帳交付状況>

年 度	H18	H19	H20	H21	H22
妊娠届出時	557	474	520	549	565
双胎	8	2	2	7	4
再交付	9	8	10	10	14

<平成 22 年度妊娠届出時妊婦の年齢別妊娠週数別内訳>

	11 週以内	12～19 週	20～27 週	28 週以上	不詳	(再) 出生後	計
20歳未満	17	1	1				19
20～24歳	71	14					85
25～29歳	178	10	2				190
30～34歳	178	7		2			187
35～39歳	72	4		1			77
40～44歳	7						7
45歳以上							
計	523	36	3	3			565

## 3 マタニティスクール

目 的 妊産婦及び乳児の健康の保持増進のため、食生活の視点から母性を育み、交流を持つことで妊婦の不安解消を図り、仲間づくりの場とする。また、夫婦揃っての参加を呼びかけることで、夫には妊娠・お腹の中の赤ちゃん・出産等について理解し、父親としての役割を知ってもらい、父性（夫性）を育むことを目的とする。

対 象 妊婦とその夫

日時 4月・6月・8月・10月・12月・2月

22年度から夫婦揃って参加する回数を1回目、2回目と増やし日曜日午前  
にパパママ教室として保健センターで実施する。3回目は妊婦のみ月曜日  
に保健センターと小野田保健センター交互に実施。

内 容 3回1コースで実施

1回目 講話「妊娠と出産～ママの体の変化～」

「新米パパのための育児講座」

沐浴実習・擬似妊婦体験

2回目 講話「BMIと体重の話」

「妊娠中の食事と栄養」

パパの調理実習

3回目 講話「はじめての赤ちゃんの様子と母乳の話」  
「知っておきたい市の母子保健サービス」  
日常生活動作の実技  
座談会～ママの友達を作りましょう～

<妊婦教室実施状況>

年度	H 2 2
実施回数	18
受講者実数(人)	124
(再掲) ペア実数(組)	61
受講者延数 (人)	209
(再掲) ペア延数(組)	86

#### 4 育児学級

目 的 乳児の健康の保持増進のため、予防接種を含めた疾病予防及び事故防止をはじめ、日常生活習慣等について正しい知識の普及に努めることを目的とする。

対 象 生後3～6か月の乳児とその保育者

日 時 毎月第3金曜日 午後1時30分から3時30分まで

場 所 ・1回目(偶数月):小野田保健センター  
・2回目(奇数月):保健センター

内 容 2回1コースで実施

- 1回目 ・小児科医師講話「子供の病気とその予防」  
・座談会、育児を通しての仲間づくり  
・個別相談、身体計測
- 2回目 ・保健師講話「育児のポイント」  
・栄養士講話「離乳食について」  
・調理実習・試食、身体計測、個別指導

<育児学級実施状況>

年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施回数	12	12	12	12	12
延受講者数	120	150	157	141	145

#### 5 子育て講話

目 的 子育て中の母親を中心に、育児のポイントや季節に応じた注意や母親自身の健康管理について、正しい知識を得ることにより、安心して育児ができることを目的とする。

内 容 保健センターや児童館、公民館等サークル的な集まりの場を活用して、参加者に適したテーマについて講話を行う。また、他の子育て中の母親と一緒に講話を聞くことで安心感を得たり、育児不安や母親同士の情報交換の場とする。

<平成22年度子育て講話実施状況>

実施回数	受講延べ数
15	147

## 6 すくすく相談

- 目的 育児不安やストレスなどから起こる諸問題を共に解決するため乳幼児の療育、健康管理に必要な知識を保護者・保育者に指導する。また、必要に応じ専門機関を紹介し、乳幼児の健康の向上と健全育成を図ることを目的とする。
- 対象 乳幼児とその保護者
- 日時・場所 保健センター : 毎月第2木曜日 9時30分～11時15分  
小野田保健センター : 毎月第3木曜日 9時30分～11時15分
- 内容 育児指導、栄養指導、身体計測

<すくすく相談実施状況>

年度		H18	H19	H20	H21	H22
実施回数		35	35	35	33	34
乳児	相談者数	173	188	201	171	173
	延相談者数	407	529	427	441	472
幼児	相談者数	126	113	123	130	106
	延相談者数	309	350	321	308	309

## 7 スキ・すき☆スキンシップ

- 目的 乳幼児とふれあう機会が少なくなった子どもにその機会を設けることにより、赤ちゃんを可愛いと思い命の尊さや親への感謝の気持ちを芽生えさせ、将来の自分の子への愛着を育てることを目的とする。(平成22年度より開始)
- 対象 小学6年生
- 内容 夏休み時期に実施する「すくすく相談」を利用し、身体計測の場面で服の着脱を手伝ったり実際に抱かせてもらう。また、相談の場面ではどんなことを相談しているか観察する。ベビーサークル参加者には赤ちゃんと一緒に楽しんで遊ぶ体験をする。

実施状況

年度	H22
実施会場	3
参加児童数	24

## 8 げんきっこクラブ

- 目的 幼児健診において経過観察が必要とされた児とその保護者および育児に不安を持つ保護者に対して、早期療育ならびに相談・指導を行うことを目的とする。
- 日時 毎月第2・第4水曜日 午後2時～3時30分
- 場所 保健センター
- 内容 親子遊びの体験とうべつくし園専門指導員による観察と指導及び個別指導

<げんきっこクラブ実施状況>

	H18	H19	H20	H21	H22
実施回数	21	23	24	23	23
実人数	17	12	12	13	18
延べ人数	154	107	141	142	117

## 9 妊婦健康診査

目的 母子保健法に基づき、母体の健康状態、胎児の発育の状態等医療及び保健の面から援助の必要な妊婦を発見し、妊婦の健康管理の向上を図ることを目的とする。

対象 山陽小野田市に住所を有する妊婦

内容 平成21年4月より、妊婦健康診査補助券を5回から14回に拡大。健診補助券は妊娠届出時に説明、交付し、県外里帰り妊婦も適用とする。

また、平成23年1月よりHTV-1検査を平成23年4月からクラミジア検査を追加実施している。

診査項目は、山口県医師会案どおりである。

<平成22年度受診状況>

回数	1	2	3	4	5	6	7
受診人数	570	496	516	506	477	481	455
回数	8	9	10	11	12	13	14
受診人数	477	470	475	435	441	368	256

子宮頸がん受診状況

受診者数	551
異常なし	546
要受診	2
要精密	3

## 10 乳幼児健康診査

目的 成長の著しい乳幼児期に健康状態を確認し、早期に疾病、障害を発見し、適切な指導を行い、心身の障害の進行を未然に防止するとともに、保育者に対して育児全般に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

実施方法 (1) 乳児一般健康診査

出生届けを受理する際に、1か月・3か月及び7か月の乳児健康診査票を交付。平成22年度より県外の小児科受診も適応とする。

(2) 幼児健康診査（1歳6か月児・3歳6か月児）

対象児の保護者宛に郵送された問診票の必要事項を自宅で記入の上、該当月に受診。健診の結果、必要に応じて、精密検査受診票を交付するとともに、げんきっこクラブ、発達クリニック、療育相談会等各専門療育機関を紹介。

<平成22年度乳幼児健康診査有所見内訳>

	1か月児	3か月児	7か月児	1歳6か月児	3歳6か月児
異常なし	431	456	443	430	411
要観察	24	15	10	33	41
要精査	17	9	2	16	35
要治療	2			3	
医療管理中	14	23	19	27	28
合計	488	503	474	509	515

度		H18	H19	H20	H21	H22
1 か月児	受診児数	495	456	461	464	488
	受診率	89.4	88.5	93.5	95.1	88
	有所見児数	54	34	55	41	57
	有所見率	10.9	7.5	11.9	8.8	11.7
3 か月児	受診児数	497	550	522	489	503
	受診率	97.5	99.3	100	97.8	99.2
	有所見児数	38	58	50	53	47
	有所見率	7.6	10.5	9.6	10.8	9.3
7 か月児	受診児数	490	525	488	494	474
	受診率	97.4	96.0	100	94.3	95.8
	有所見児数	34	48	37	40	31
	有所見率	6.9	9.14	7.6	8.1	6.5
1 歳 6 か月児	受診児数	519	490	509	495	509
	受診率	93.0	95.5	99	95.3	96.8
	有所見児数	76	76	67	88	79
	有所見率	14.6	15.5	13.0	17.8	15.5
	う歯保有児数	18	19	20	16	13
	う歯罹患率	3.5	3.9	3.9	3.2	2.6
	う歯総数	45	50	53	45	27
	一人当たりう歯数	0.08	0.10	0.10	0.09	0.05
3 歳児	受診児数	536	521	518	258	515
	受診率	93.7	90.8	98.1	96.6	91.6
	有所見児数	147	122	103	57	104
	有所見率	27.4	23.4	19.9	22.1	20.2
	う歯保有児数	154	163	150	98	128
	う歯罹患率	28.7	31.3	29.0	38.1	24.9
	う歯総数	650	560	546	393	518
	一人当たりう歯数	1.21	1.07	1.05	1.5	1.0

## 11 訪問指導

目的 母子保健法第 11 条及び第 17 条に規定する訪問指導により、妊産婦・乳幼児の健康診査の結果、保健指導を受けることが必要な人に対し、訪問指導を行なう。また、新生児においては、様々な疾病にかかりやすく、些細な事故が思わぬ事態を招きがちで、保護者も新生児の発育、育児に関して多くの不安を持っている。このため育児上必要ある場合に訪問指導を実施。

対象 妊産婦、新生児、乳幼児

方法 保健リスク要因が健康を阻害すると考えられる妊婦と第 1 子新生児の全数訪問とハイリスク妊婦からの出生児訪問を実施すると共に、妊婦健診・乳幼児健診等で継続指導が必要と思われる人への訪問指導を行う。また、母子保健推進員に訪問を依頼し、教室の受講勧奨や各種健康診断未受診に対しての受診勧奨を行う。さらに必要に応じて、関係機関への連絡を行い対象家庭への支援を行う。

平成 21 年度より、次世代育成支援事業の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」としての生後 4 か月までの乳児全戸訪問を母子保健推進員が取り組んでい

る。

<訪問指導実施状況>

		H20		H21		H22	
		保健師	母推	保健師	母推	保健師	母推
被 指 導 実 人 員	妊産婦	208	289	243	460	214	460
	新生児	172		165		192	
	低体重児	21		15		22	
	乳児	26		16	395	10	428
	幼児	146	304	74		68	
	心身障害児	56		19		14	
	その他	14		9		10	
年間訪問延べ数		643	593	566	855	591	888

<平成22年度保健師相談実施状況> (妊娠届出時面接除く)

対象	電 話	来 所
妊婦	34	1
産婦	158	16
新生児	135	9
低体重児	5	0
乳児	128	7
幼児	194	17
心身障害児	111	16
その他	39	10

## 12 地区組織活動

### (1) 母子保健推進員活動事業

目 的 母子保健事業は、各家庭にまで浸透してはじめて効果があり、出来る限り地域に密着した活動を行う必要がある。このため、母子保健推進員を設置し母子保健活動の推進を図る。

内 容 母子保健推進員は、母子保健活動の推進を図るため、市長の委嘱を受けて、妊産婦、乳幼児等を訪問し、母性及び乳幼児の保健に関する問題点の把握と各種の申請を行っていない人や健康診査の未受診者等の把握を行い、母子保健事業の対象者が必要な施策を受けることが出来るようにするための活動を行う。なお、訪問以外の機会にもこれに応ずる。

<母子保健推進員活動状況>

年度	H19	H20	H21	H22
母子保健推進員数	56	55	55	54
家庭訪問実施数	643	593	855	888

### (2) 出生対策地域実践活動

目 的 「安心して生み、健やかに育つ環境づくり」を目指し、地域活動の実践により、子育てに対する地域ぐるみの支援体制の確立及び地域住民の子育て意識の高揚を図ることを目的とする。

内 容 子育てサークル活動は育児の不安解消と仲間づくりのために出かけやすい各公民館・児童館で折り紙や七夕などの伝統行事を行う。また、地域交流会として運動会を実施。

<出生対策地域実践活動実施状況>

年度		H18	H19	H20	H21	H22
子育てサークル活動	実施回数	55	61	52	54	49
	参加人数	1,689	1,924	1,985	1,765	1,433
地域交流会 (ミニ運動会)	親	157	180	182	112	124
	子	183	201	199	120	130

(3) 母子保健推進員の育成・支援

目 的 研修会を実施することにより、母子保健推進員の資質向上を図る。

内 容 1回目 H22年度事業の説明  
2回目 予防接種、お出かけマップについて  
3回目 ファミリサポート制度について(交流会)  
4回目 お出かけマップ作成、H22年度反省

<研修会実施状況>

年 度	H19	H20	H21	H22
研修会回数	3	4	4	4
参加者延数	137	185	188	170

## 13 不妊治療費助成制度

目 的 次世代育成支援の一環として、不妊に悩む方々の不妊治療への経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。

対 象 市内に住居地を有し不妊治療を受けている法律上の夫婦  
(夫及び妻の所得合計額の制限あり)

内 容 ・一般不妊治療費助成制度  
保険適用の不妊治療に対し1年度あたり3万円以内  
通算5年(3年目以降については医師が必要と認めたもの)  
・特定不妊治療費助成制度(申請事務のみ)  
保険適用外の医療費に対し1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に助成(1年目は3回、通算10回まで)  
通算5年  
・人工授精治療費助成制度(新規)  
医療保険適用外の医療費に対し、夫婦1組につき年間3万円まで助成  
通算2年

実施方法 保健センターにて不妊治療費の助成を希望する方の申請を受け付けるとともに相談窓口の紹介等をおこなう。

<不妊治療費助成状況>

年度	H18	H19	H20	H21	H22
特定不妊治療費	3	19	13	13	15
一般不妊治療費	14	27	25	26	27
利用者実人数	16	42	34	31	38

## II 健康増進事業

### 1 健康手帳交付

- 目的 特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を健康手帳に記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的とする。
- 方法 市内に居住地を有する40歳以上の人に対し、健康教育・健康診査・健康相談・訪問指導などの機会をとらえて交付する。

<健康手帳交付状況>

年度	H18	H19	H20	H21	H22
交付数	674	962	411	529	589

平成20年度医療制度改革によって75歳以上の高齢者に対する行政の健康手帳新規交付義務はなくなり、希望者にのみ交付している。

### 2 健康相談

- 目的 健康増進法第17条第1項の規定に基づき、疾病の早期発見及び健康の確認、さらなる健康増進の場として、相談者のニーズを的確に把握し、それに対応した保健指導を行い、相談者が自主的に問題解決する方向へと導くことを目的とする。

#### (1) 定例健康相談

- 日時・場所 小野田保健センター：毎月第2木曜日 9時30分～11時30分  
保健センター：毎月第3木曜日 9時30分～11時30分
- 内容 血圧測定、体脂肪測定、尿検査、みそ汁塩分濃度測定、健診結果説明及び保健指導・栄養指導

#### (2) その他の健康相談

健康教室や自治会、女性会、老人会等地域の健康教育や患者家族会に併せて生活習慣病予防・認知症予防・心の健康等健康づくり全般について実施。

<健康相談実施状況>

年度		H18	H19	H20	H21	H22
定例	実施回数	46	34	36	24	24
	相談者延数	324	325	353	129	74
その他	実施回数	243	231	200	158	166
	相談者延数	3,576	2,970	2,230	1,559	1,952

### 3 健康教育

- 目的 生活習慣病の予防及び健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的とする。

#### (1) 個別健康教育

- 目的 疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資することを目的とする。
- 対象 平成21年度健康診査受診者で、血液化学的検査において、空腹時血糖100～125mg/ℓ、ヘモグロビンA<sub>1c</sub>5.2～6.0%に該当し、インスリン注射又は血糖を下げる薬を服用していない人（特定保健指導対象者を除く40～64歳）

実施期間 6か月

内 容 ア 食生活・運動調査

イ 血液検査（空腹時血糖値・ヘモグロビンA<sub>1c</sub>） 4回

ウ 面接による保健指導

ア及びイの結果をふまえ、前回面接時に設定した生活習慣改善目標の達成度の確認、健康教育教材等を用いた説明、対象者の特性や実施意欲に合わせた生活習慣改善目標の設定等、対象者自らが行動変容できるように支援する。

面接は、血液検査後速やかに行うと共に必要に応じて回数を追加する。1回の面接時間は概ね20分を標準とする。

<平成22年度 年齢別受講状況>

教室	実施回数	参加者数	40～64		計	
			男	女	男	女
個別健康教育	110	18	6	12	6	12

## (2) 集団健康教育

### 1) 健康推進講座「みんなでトライ！いきいき健康づくり講座」

目的 生涯にわたる健康づくりを推進するため、栄養・運動・休養など生活習慣の改善を行い、自分のみならず家族から地域へと健康の輪を広げ、健康の保持と適切な医療の確保を図る

対象 健康に関心のある地域住民

日時 小野田全校区 : 第4水曜日  
厚狭・厚陽中学校区 : 第4火曜日  
埴生中学校区 : 第4木曜日  
竜王中学校区 : 第1木曜日

(時間はいずれも午前9時30分～11時30分)

内容 毎月1回、公民館もしくは保健センターで、各2年1コース(全20回)とし、毎回、血圧測定・体脂肪測定・味噌汁塩分濃度測定を実施

<健康推進講座年度別実施状況>

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
開催校区数	1	3	5	7	7	7	7	7	7	5	5	5	3	3
受講者数	40	93	133	177	136	140	146	140	138	112	82	50	33	28
2年間受講修了者数		31	49	57	84	40	70	53	64	36	52	23	21	11
修了者累計数		31	80	137	221	261	331	384	448	484	536	559	580	591

<平成22年度 年齢別受講状況>

教室	実施回数	参加者数	40～64		65～74		計	
			男	女	男	女	男	女
健康推進員講座	31	28	0	15	0	13	0	28

## 2) 健康体操

目的 運動についての実践を通じて、運動のもたらす効果を実感し、継続が困難な運動の習慣を日常生活の中に取り入れることの支援をする。

対象 運動に関心がある人

日時・場所 小野田保健センター : 第1火曜日  
保健センター : 第3火曜日

高泊福社会館 : 第2月曜日

地区での体操は2年で自主グループへ移行する。

内 容 血圧測定、はつらつ山口健康体操、リズム体操、ストレッチ体操

その他 自主健康体操グループ(6グループ)を側面的に支援している。

<健康体操実施状況>

		H18	H19	H20	H21	H22
保健 セン ター	実施回数	22	24	24	24	23
	参加実人数	63	97	97	83	95
	参加延べ人数	284	422	427	458	473
地区 及び 自主	実施回数	48	42	41	36	46
	参加実人数	67	64	144	73	65
	参加延べ人数	296	259	520	248	360

### 3) 認知症予防教室(スマイル教室)

目的) 認知症の原因や予防の正しい知識の啓蒙をすることによって、偏見をなくし予防する生活習慣を確立すること。

対象) 市民(40~69歳)

内容) 講義、調理実習、運動など(3回コース)

年度	H22
受講者数	13
延受講者数	37

### 4) 地区健康教育

目的) 住民が参加しやすい地域に出かけて行き、生活習慣病の予防および健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図る。

対象) 自治会、女性会、老人会等各種団体

内容) 血圧・体脂肪測定、健康講話、健康体操

内容	実施回数	利用者実数	利用者延べ数
生活習慣予防	16	135	240
栄養バランス	9	28	82
認知症予防	5	41	77
健康体操	122	730	1,634
健康づくり	111	1,736	2,312
感染症予防	0	0	0

## 4 健康診査

目的) がん、心臓病、脳血管疾患等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を図るために、これら疾患の疑いのある人又は危険因子をもつ人をスクリーニングするとともに、単に医療を要する人の発見だけでなく、診査の結果、必要に応じ、栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する、正しい知識の普及を行い、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図る。(平成20年度からは健康増進法施行規則第4条の2第4号による)

(1) 健康診査

対 象 医療保険者が行う特定健康診査を受ける事の出来ない人。  
 実施期間 平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの 8 か月間  
 検査項目 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血液検査（HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪、肝機能検査、空腹時血糖検査）

(2) 訪問健康診査

医療保険者が行う特定健康診査を受ける事の出来ない在宅の寝たきり又はこれに準ずる人及び介護者に対し、必要に応じ医師及び看護師の訪問による健康診査を行う。

<健康診査実施状況>

年 度		H20	H21	H22
受 診 者 数		10	8	7
判定区分	要指導	4	3	4
	要医療	0	2	0
	治療中	4	3	3
受 診 率		1.5	1.2	1.0

(3) がん検診

対 象 市内に居住地を有する 40 歳以上の人。ただし、子宮がんは、20 歳以上とし、子宮がん検診・乳がん健診は前年度各検診を受けていない女性。（クーポン券対象者は 2 年連続して受診できる。）

内 容 ・胃がん検診 問診、胃部 X 線撮影又は胃内視鏡検査  
 ・大腸がん検診 問診、便潜血反応検査  
 ・肺がん検診 問診、胸部 X 線検査、喀痰検査  
 ・子宮がん検診 問診、視診、内診、細胞診  
 ・乳がん検診 問診、視診、触診、乳房 X 線検査

実施方法 ①個別健診

胃がん検診を 6 月 1 日から 10 月 31 日までの 5 か月間、また、大腸がん・子宮がん・乳がん検診・肺がん検診は、6 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 8 か月間、市内の医療機関委託で実施。（子宮がん検診クーポン券対象者は、宇部市の医療機関でも実施。）

②集団検診

胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診を保健センター、公民館、自治会館等を会場に実施。

<平成 22 年度がん検診結果>

区分	受診者数	要精密検査者数	要精密検査率	精検受診者数	精密検査結果			精検未受診者数	
					異常なし	がん	他の疾患		
胃 がん	集団	383	53	13.8	45	6	2	37	8
	個別	385	42	10.9	39	5	0	34	3
		2,425							
大腸がん	集団	618	41	6.6	34	9	0	25	7
	個別	2,412	230	9.5	166	49	14	103	64

肺がん	集団	1,758	44	2.5	38	15	3	20	6
	個別	3,730	240	6.4	204	66	18	120	36
子宮がん	集団	508	10	2.0	7	3	2	2	3
	個別	871	14	1.6	11	2	1	8	3
乳がん	集団	411	90	21.9	85	53	5	27	5
	個別	787	34	4.3	29	13	1	15	5

<各種がん検診実施状況>

		H18	H19	H20	H21	H22			
胃がん	集団	受診者数	256	225	313	349	383		
		がん発見数	3	1	1	1	2		
	個別	受診者数	2,135	X線	1,111	697	494	385	
				内視鏡	1,691	1,808	2,117	2,425	
		がん発見数	6	X線	1	8	1	0	
				内視鏡	8	10	17	8	
	受診率	11.2	14.3	13.5	14.2	14.6			
大腸がん	集団検診	90	411	415	477	618			
	がん発見数	0	2	1	0	0			
	医療機関	3,510	2,650	2,135	2,241	2,412			
	がん発見数	17	14	10	9	14			
	受診率	16.9	14.4	12.0	13.0	14.5			
肺がん	かくたん	163	134	137	169	集	90	個	227
	がん発見数	1	0	1	0	団	0	別	0
	胸部X線	2,086	1,930	2,050	2,097		1,758		3,730
	がん発見数	4	5	6	2		3		22
	受診率	9.8	9.1	9.8	10.0	26.3			
子宮がん	集団検診	206	178	221	387	508			
	がん発見数	0	0	0	2	2			
	医療機関	919	428	464	802	871			
	がん発見数	0	1	2	0	1			
	受診率	11.4	10.7	8.0	11.5	15.7			
乳がん	集団検診	126	143	207	365	411			
	がん発見数	0	0	0	2	5			
	医療機関	812	395	466	824	787			
	がん発見数	10	2	6	2	1			
	受診率	8.0	11.9	10.3	13.4	16.3			

(4) 肝炎ウイルス検診

目 的 C型肝炎緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し症状を軽減し進行を遅延させることを目的とする。

対 象 ①市内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者で、今年度 40 歳とな

- る人
- ②市内に居住地を有する 41～79 歳の人で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない人で検診を希望する人
- 内 容 健康診査と同時検診で、問診・HBs抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査を行う。

<肝炎ウイルス検診実施状況>

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
節目年齢受診者		239	3	0	1	4
節目外年齢受診者		1,021	638	150	72	71
結 果	C型肝炎の可能性の高い人	5	4	1	1	0
	HBs抗原陽性	7	5	0	0	0

<平成 22 年度判定結果>

年 齢		40	41～49	50～59	60～69	70～78	計
受診者		4	3	8	38	22	75
結 果	C型肝炎の可能性の高い人	0	0	0	0	0	0
	HBs抗原陽性	0	0	0	0	0	0

## 5 訪問指導

- 目 的 療養上の保健指導が必要と認められる場合に、本人及びその家族等に対し保健師等が家庭を訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。
- 対 象 健康診査の結果、要指導となった人や、訪問指導が効果的と認められる健康教育、健康相談を受けた人
- 方 法 関係機関や医療機関と連携しながら、食生活を含む生活全般の生活指導や健康相談を行い、健康意識の高揚を図る。

<訪問指導実施状況>被指導実人員

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
被 指 導 実 人 員	寝たきり者	2	6	2	3	1
	認知症老人	9	8	3	4	6
	閉じこもり予防	30	9	25	33	32
	介護家族	11	11	19	17	19
	特定高齢者	11	38	12	5	4
	要注意者	549	695	580	449	581
年間訪問延べ件数		726	900	925	897	787

## 6 被災者への保健活動

### (1) 避難所健康管理

避難会場：保健センター・厚狭小学校・厚狭南校・文化会館・出合公民館  
 期間：7月16日～7月30日  
 内容：血圧測定、健康相談、体調不良者の救急業務、持病のある人の医療機関との連絡調整等

健康管理会場	23
健康管理者実数	26
健康管理延数	152

### (2) 訪問調査

	被災直後	被災1か月後
面接世帯	343	256
要支援世帯	38	20
要支援人数	49	25

被災2か月後の状況（被災1か月後の要支援者の状況）

家族で対応可能	10
医療ルートにのる	8
福祉ルートにのる	7

## Ⅲ 健康づくり事業

### 1 栄養改善事業

- 目的 疾病を予防し、日常生活をより健康的なものにするため、個々の生活環境、身体状況等に即した「食」を中心とした具体的な指導を行うことにより、健康づくりのための望ましい生活習慣の確立を図る。
- 方法 食生活改善推進協議会の協力を得て、調理実習を含めた生活習慣病予防のための健康教室を実施。また、各団体等の依頼により、それぞれのテーマにそった食生活改善講座を実施。

<栄養改善事業実施状況>

	H18	H19	H20	H21	H22
開催回数	41	49	50	49	45
受講者数	251	278	1,258	1,625	1,576

<平成 22 年度事業別実施状況>

事業名	実施回数	実数	延べ数
マタニティスクール	6	66	66
育児学級	6	75	75
健康推進講座	8	20	56
健康教育	17	831	870
個別相談		201	216
訪問指導	6	3	6
食育体験事業	2	380	380

## 2 ねたろう食育博士養成講座

目的 地域住民が心も体も元気に過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを实践するために、市民が食に関心をもち、食に関する知識について体験などをとおして身につけることで、健全な食生活を实践し、食育の大切さを広くPRできる人材を養成する。

対象 親子（小学5、6年生程度）15組（30人程度）

実施期間 平成23年6月～平成23年11月

4回1コース

内容 親子を対象とした体験型の食育講座の開催

- ①・野菜バイキング（野菜摂取量）
  - ・山陽小野田市産クイズボックス（地元の食材紹介）
- ②・食事バランスガイドの实践
  - ・ふるさとの味の調理実習及び試食
  - ・食事のマナー講座（箸の使い方）
- ③・ダンボールコンポスト体験
  - ・緑のカーテン見学（野菜づくり）
  - ・生ごみ量体験
- ④・キッチンガーデニング体験（野菜づくり）
  - ・山陽小野田市産の見学、生産者との交流 など

## 3 女性の健康診査

目的 健康診査の機会に恵まれない家庭の主婦や自営業女性を対象に、肥満、高血圧、脂質異常、貧血等の健康診査を实践し、若い時期から、生活習慣病予防に対する自己管理を啓発する。

対象 20歳から39歳の女性

実施期間 6月1日から1月31日までの8か月間、市内医療機関で実施。また、総合健診時にも実施。

内容 問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（貧血・コレステロール・中性脂肪）

<女性の健康診査実施状況>

度	H18	H19	H20	H21	H22
受診者数	102	98	38	50	115
有所見者数	37	41	20	23	54
有所見率(%)	36.3	41.8	52.6	46.0	47.0

<平成 22 年度女性の健診年齢別結果>

年 齢	異常なし	要指導	要医療	治療中	計(人)
20～24	7	1			8
25～29	6	6			12
30～34	19	11	8		38
35～39	29	20	7	1	57
計(人)	61	38	15	1	115

## 4 地区組織活動

### (1) 食生活改善地区組織活動

目 的 地区住民の健康づくりを担うボランティアとして、実践活動の推進のため食生活改善推進協議会を組織する。

活動内容 市の保健事業への協力のほか、公民館や児童館と連携をとりながら、幅広い年齢層を対象に、料理教室の開催、対話訪問、検診の受診勧奨、地域の実情にあった食生活の助言を行うなど地域に根付いた活動を行う。

<食生活改善推進員数>

年度	H18	H19	H20	H21	H22
推進員数	253	244	222	231	207

<活動実績>

項 目	活 動 内 容	H20		H21		H22	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
行政保健事業協力	マタニティスクール、育児学級他	24	2612	12	100	12	141
講習会	健康料理教室、児童館食育講座他	177	5,043	188	5,734	188	5855
対話訪問 自己学習	食生活改善リーフレット配布	5,582	27,541	5,530	34,040	6,094	27,142

### (2) 食生活改善推進員の育成・支援

目 的 地区住民の健康の保持増進に寄与する食生活改善推進員の資質の向上を図るため研修会等を実施。

内 容 食育、介護食、高齢者の栄養、若者の朝食、健康体操、ウォーキング、活動発表、調理実習、運動実技他。

<研修会実施状況>

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
小野田支部	実施回数	10	10	10	10	10
	参加人数	439	392	383	413	426
山陽支部	実施回数	7	8	10	9	9
	参加人数	386	385	386	463	394

### (3) 食生活改善推進員養成講座

目 的 地域住民の健康の保持増進に寄与することができるよう、食生活を中心とした健康づくりに関する総合的な知識と技術を習得し、地域と行政のパイプ役となる食生活改善

推進員を養成する。

対 象 食生活改善に理解をもちボランティア精神に富み、講座修了後は食生活改善推進員として地域活動の可能な女性。30人程度。

開講期間 平成23年6月～平成23年12月  
毎月1回全7回

内 容 食生活改善推進員に必要な知識の習得や食育事業についての講話や調理実習、試食など(20時間以上)

## 5 SOS健康フェスタ

目 的 さまざまなイベントを通して健康に関心を持ってもらう啓発事業

日 時 11月21日(日)

場 所 山陽小野田市民館・おのだサンパーク

内 容 (1) 山陽小野田市民館  
① 骨密度測定・血流測定・歯の健康相談  
「元気のりのり汁」の無料試飲会・ミルクハウスで遊ぶコーナー  
ポッチャ大会・バザー等  
② 健康ウォーキング大会(3km 5km コース)  
③ 講演「人生ケセラセラ」  
講師 生田 悦子  
(2) おのだサンパーク  
肺がん検診、禁煙キャンペーン、薬の相談、血圧・体脂肪測定等

## IV 感染症予防事業

### 1 結核予防

#### (1) 結核検診

目 的 結核の発症を早期に発見し、他者への感染を未然に防ぐ目的で実施。

対 象 65歳以上の住民

内 容 問診、胸部X線検査

方 法 6～7月に集団検診にあわせて、また、10月には市内巡回で実施。  
平成22年度より個別検診開始する。

<結核検診実施状況>

年度	H18	H19	H20	H21	H22
受診者数	1,428	1,514	1,524	1,477	4,197
受診率	8.6	10.5	9.0	10.4	23.8
結核発見者数	0	0	0	0	0

#### (2) 健康教育

目 的 結核に対する正しい知識の普及を行う。

方 法 自治会、女性会等女性団体や老人クラブ、各校区社協及び学童の保護者等集いの機会を捉え、結核の現状や早期発見のための検診の必要性などについての講話を行う。

### 2 予防接種

#### (1) 乳幼児及び学童

目 的 予防接種法に基づき実施する。

方 法 出生届を受理する際に、保護者宛に「予防接種と子どもの健康」の冊子を配布するとともに幼児健診で個別に指導。また、学童の未接種者に対しては、学校を通じ、保護者宛に接種を勧奨。

一類疾病である結核、破傷風、百日咳、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風疹、日本脳炎の予防接種を医療機関委託で実施。

風疹と麻疹は、混合ワクチンとなっているが、対象によっては単体ワクチンの接種も可能。

## (2) 高齢者インフルエンザ

目 的 予防接種法第3条第1項の改正に基づき実施。

対 象 ①65歳以上の高齢者

②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極端に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

方 法 医療機関委託でインフルエンザの予防接種を1回実施。

## (3) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

対 象 ①子宮頸がん予防ワクチン

13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで  
にある女性

②ヒブワクチン

2か月齢以上5歳未満

③小児用肺炎球菌ワクチン

2か月齢以上5歳未満

事業期間 平成23年1月4日～平成24年3月31日

4) 平成20年度からの予防接種実施状況の推移

			平成20年度		平成21年度		平成22年度	
			接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率
BCG			507	99.8	481	95.2	496	98.4
DPT	初回	第1回	534	98.0	503	95.6	537	90.4
		第2回	530	98.1	521	99.4	522	82.2
		第3回	520	96.7	514	98.3	523	75.6
	追加		517	92.8	518	99.4	530	99.6
DT	第2期		367	58.5	303	50.3	482	77.5
ポリオ	1回目		520	97.6	474	91.2	493	94.6
	2回目		525	100.0	483	93.6	461	91.1
MR	1期		522	94.4	486	98.4	478	90.5
	2期		556	94.2	563	96.6	544	91.6
	3期		535	89.0	549	91.8	530	86.9
	4期		553	84.2	535	86.2	553	83.0
日本脳炎		1回	68	12.5	620	98.3	1,180	199.7
		2回	67	12.4	571	90.5	1,135	192.0
	1期追加		30	5.1	46	7.3	411	78.3
	2期		16	2.5	66	10.9	223	28.3
高齢者インフルエンザ			10,918	62.5	10,283	58.0	10,787	60.2

種別	対象者数	被接種者数	延べ接種回数	接種率
子宮頸がん予防ワクチン	1,181	372	624	31.5
ヒブワクチン	2,566	740	892	28.8
小児用肺炎球菌ワクチン	2,566	840	991	32.7